令和8年度　第1回
「松安筑成年後見ネットワーク協議会議事録」

松安筑成年後見ネットワーク協議会事務局

令和8年度第1回松安筑成年後見ネットワーク協議会議
（成年後見制度地域連携ネットワーク協議会）
次　第

日 時　令和8年8月24日(月)午後1時30分～14時45分
場 所　松本市役所梓川支所　大会議室(保健センター2階)

1 開会

2 委嘱状交付

3 会議事項
⑴ 令和7年度事業実績報告
ア 活動実績
（ｱ） 各市村　（資料1－1）
（ｲ） 成年後見支援センターかけはし　（資料1－2）
イ 事業計画実績
（ｱ） 各市村　（資料2－1～2－7）
（ｲ） 成年後見支援センターかけはし　（資料2－8）
ウ 成年後見制度利用促進専門委員会　（資料3、資料3別紙）
⑵ 令和8年度事業計画
ア 各市村　（資料4－1～4－7）
イ 成年後見支援センター　（資料4－8）
⑶ 意見交換
ア 中核機関設置後の取組状況(令和3～7年度)　（資料5）
イ 民法(成年後見等関係)等の改正に伴う動向　（資料6）

4 その他

5 今後の予定
令和8年度第2回松安筑成年後見ネットワーク協議会
（令和9年2月頃開催予定）

8 閉会

項 目	発言者	内 容
1 開会	事務局 （かけはし）	午後1時30分開会宣言した。（委員23名のうち21名の参加があり、設置要綱第6条第2項に基づき会議は成立した）
2 委嘱状交付	事務局 （かけはし）	協議会設置要綱第3条に基づき、交代した委員に対し委嘱状を机上に交付したことを説明した。
（あいさつ）	松本市	2市5村を代表して幹事市の松本市があいさつした。
	議 長	協議会設置要綱第6条1項に基づき、会長が議長となりあいさつした。 本協議会は成年後見制度の利用促進、また支援を直接的に行っている様々な職種や立場の方々が一堂に会する貴重な機会だと考えている。 6月に成年後見制度に関係する法律の改定が成立し、令和10年12月までに施行される予定となった。今後、新しい制度に向けて準備を進めていかなければならない。本日は特にその意見交換の場を設けたので、協議会として新しい制度に向けた、制度に即した支援が行えるよう、意見・情報交換を進めてまいりたい。 議長は会議事項⑴の令和7年度事業実績報告書および、⑵令和8年度事業計画（案）について説明を求めた。
3 会議事項 （1）令和7年度事業実績報告 ア 活動実績 （ｱ）各市村 （ｲ）成年後見支援センターかけはし	松本市	2市5村を代表して松本市が⑴令和7年度事業実績報告について、資料1－1および資料2－1～2－7に基づき、ア 活動実績、イ 事業計画実績について説明、報告した。 引き続き、⑵令和8年度事業計画について、資料4－1～4－7に基づき説明した。
イ 事業計画実績 （ｱ）各市村 （ｲ）成年後見支援センターかけはし	かけはし	成年後見支援センターは⑴令和7年度事業実績報告について、資料1－2および資料2－8基づき、ア 活動実績、イ 事業計画実績について説明、報告した。
ウ 成年後見制度利用促		引き続き、ウ 成年後見制度利用促進専門委員会について、資料3および資料3別冊に基づき説明、報告し

進専門委員会 (2)令和8年度事業計画 ア 各市村 イ 成年後見支援センター		た。 法人後見の方針となった案件の状況についていくつか説明したい。検討時と受任時を比較して、収支状況や不動産問題に関して著しく悪化している案件が数件に上った。また、入所先の調整が不調の案件もあった。 現在も新規受任は増えている。資力のない案件、物価高騰のため利用料値上げによる支払いの困難、障害特性による本人の過度な要求やその意思決定支援の対応等、支援や事務手続きが増加し、案件によっては職員2名の体制で対応している状況である。 次に、⑵令和8年度事業計画について、資料4－8に基づき説明した。
	議 長	議長はこれまでの説明、報告に質問・意見等ないか確認した。また、会議事項⑵の令和8年度事業計画について、質問等ないことを確認し、委員から承認を得た。
(3)意見交換 ア 中核機関設置後の取組状況(令和3～7年度)	議 長	議長は会議事項⑶の意見交換、ア 中核機関設置後の取組状況(令和3～7年度)について、事務局に説明を求めた。
	事務局 (かけはし)	成年後見支援センターは資料5に基づき説明した。
	議 長	議長は会議事項⑶の、ア 中核機関設置後の取組状況について、意見・質問等ないか確認した。 続いて、イ 民法(成年後見等関係)等の改正に伴う動向について、説明を求めた。
イ 民法(成年後見等関係)等の改正に伴う動向	事務局 (かけはし)	成年後見支援センターは資料6に基づき説明した。 今回の改正の中で最も注目すべき点は、これまで終身が原則であったルールに、終了・有期という出口が設けられたことです。特定の目的のために利用する、いわゆるスポット利用が可能になる。遺産分割協議の間だけ、あるいは自宅の売却手続きの間だけなど、具体的な目的課題を解決するためだけに制度を利用し終了できる改正案となっている。このような改正のため今後気を付けなければならないのが、制度利用の終了後に

		本人を守る者がいなくなるというリスクや、特定の目的を果たして制度の終了後、周囲による財産の不適切な管理が発生するというリスクも考えられる。改正により制度自体は利用しやすくはなるが、終了後に本人をどう守るのかというオーダーメイド設計がこれまで以上に重要になるし、制度の隙間に本人が落ちてしまうリスクを先回りして防ぐというきめ細かな視点が求められるようになる。つまり、制度を開始する相談の段階で制度終了後の対応についても考えておく必要があるため、相談窓口の負担は増えると思われる。
	議　長	議長は説明を受けて委員に意見等発言を求めた。
	委　員 （行政書士会）	資料説明を受け、中核機関の設置からこの5年間で、相談窓口、専門委員会、チーム支援、法律相談など地域のネットワークの土台が着実に形成されてきたと改めて感じる。今後の制度改正を考えると、「顔の見える連携」から1歩前進し、「一緒に動ける連携」が必要だと考えている。 説明のあったとおり、これからの成年後見制度は必要な時に必要な範囲で利用し、その必要性がなくなれば終了する、言わば「終了できる後見」・「オーダーメイドできる後見」となってくる。本人の権利擁護という意味では非常に意義のある改革だが、一方、実際に成年後見の場に関わる我々の立場からすると、これまで以上に制度の「入口」・「出口」が重要になると感じている。制度そのものは使いやすくなるが、「入口」・「出口」において使いにくさは相まって生じるのではないか。入口においては、本当に後見制度が必要なのか、必要であれば何の代理権を要するのか。あるいは後見制度を利用せず、他の支援の組み合わせによって生活を支える事が出来るのではないか。これまで以上に一人一人に丁寧なアセスメントが必要となる。この段階から福祉・医療・行政・社協、あるいは我々のような法律専門職がチームになりアセスメントを行うという、そのような連携も必要になると考えている。 それから、「出口」が特に重要だと考えている。後見

		が終了しても当然その方の生活は続くので、先に説明のあったとおり不安が残る。終了の翌日から金銭管理、施設や医療機関等の手続きは誰が支えるのか、身寄りのない方であれば入院時の支援や死後事務を誰が担うのか。制度としての後見を終了させるのであれば、同時に安心して後見を終了出来る地域としての受け皿を作っておかなければならないと感じている。その中で社会福祉法の改正により、新たな第2種社会福祉事業は受け皿のひとつにはなろうが、制度が出来たからといって全ての地域が直ちに十分な支援を提供できるとは思えない。当然ながら地域により社協の人的態勢も異なるし、財産管理、入院入所時の支援、死後事務、それぞれの専門性やノウハウを要する中で、これを全て社協が担う事は現時点においては無理だと感じている。だからこそ、行政、社協、福祉、医療、金融機関、法律専門職が単に連携しようという抽象的な話ではなく、個別のケースに対して本人をどのように支えるのか、誰が何を担うのか、具体的な相談を行い役割分担して、共に動ける仕組みを構築する必要があると思う。 　その際に専門職の連携についても一つ提案したい。ここにお集まりの士業の委員、皆様それぞれに資格の役割があるが、同じ資格を持っていても実際取り組んでいる業務や得意分野、経験というのは当然ながら一人一人違う。そこで資格だけを見て問題を振り分けるのではなく、この地域では誰が何に取り組んでいて、どのような支援が可能なのかという事をお互いに知る仕組みが必要ではないか。例えば成年後見だけでなく、任意後見、遺言、死後事務、身寄りのない方への支援、そうした事を実際経験している専門職であれば、後見制度の外側にある問題も一緒に考えていくことが出来るのではないか。そういう意味で、個別の具体的な連携がこれから必要になると思う。 　最後に、この5年間で松安筑地域にはネットワークの土台が形成されたと感じている。制度が大きく変わろうとする今、次の5年間はそのネットワークを単に繋がっているものではなく、共に動けるネットワークに進化させてゆく時期だと思っている。制度と制度の隙間に

		人を落とさない、そのための具体的な連携をこの協議会から作っていくことが出来ればと思う。
	議　長	おっしゃるとおり「入口」と「出口」が重要となる事は皆さまも感じていると思うので、その点について本協議会も連携を強めていきたい。 　議長は司法書士会の委員を指名し発言を求めた。
	委　員 （司法書士会）	今回の法改正に関しては、専門職はいろいろと実務の内容も変化するのではないかと感じている。一方でかけはしは身寄りのない方の受任が多いと思うので、基本的な業務としてはあまり大差ないのではないか。 　先の「入口」と「出口」の話になるが、やはり専門職が辞任するケースが増えると思う。家族からの要請や本人からの要請があることは想定されるため、先の発言のように終了後の支援が大きな課題になると思う。制度の理念として本人の意思決定を尊重する良い制度ではあると思うが、実際の現場に関わる方々にはかなり負担が増えるのではないか。その辺りについては皆さまで知恵を出し合い、良い環境を作っていただければと思っている。 　私自身も、実際法律の改正後は実務上どのような運用となるのか見えないので何とも言えないが、所感としては以上のとおりです。
	議　長	確かに具体的にどうなるのかはまだ見えないところ。 　議長は社会福祉士会の委員を指名し発言を求めた。
	委　員 （社会福祉士会）	法改正後は実務を行う中で良い方向に進んでゆくだろうと思うが、様子を見てまた検討していければと考えている。今のところ意見等はない。
	議　長	実際に制度が必要な方に直接関わる等、窓口として相談対応を行う社協として何か考えがあれば伺いたい。 　議長は山形村社会福祉協議会に発言を求めた。

	委　員 （山形村社会福祉協議会）	社協に関することでは、日常生活自立支援事業が一番大きな影響を受けるのではないか。この事業は長野県社協からの受託事業だが、まだ方向性が全く示されていないので様子をうかがっている状況である。 先ほどから「出口」の話が挙がっているが、現在、この事業では対応できない部分も色々あるため、今後どうなるのか情報収集しているところ。また、次年度以降の社会福祉法の改正なども含めて、どのようなやり方があるのかその辺りも情報収集している。 それから、前回の協議会では人員が不足しているという話があったと思う。その中で我々市村社協は何が出来て何が出来ないのかという話もあったので、そういった事も今後この協議会の中で我々にどのような部分が求められているのか等、議論に挙がってくれば検討が進められるのではないかと思っている。
	議　長	実施機関として、現時点で制度改正について何か考えがあるか伺いたい。 議長は幹事市である松本市に発言を求めた。
	松本市	当市としては、社会福祉法や民法改正について国の方針を見極めながら、委員の皆様が懸念している「出口」問題などについてこれから検討していくところ。
	議　長	議長は副幹事村の山形村に発言を求めた。
	山形村	当村も情報収集に努めている。やはり権利擁護センターの設置であったり、具体的な部分は慎重に検討しなければならないが、身寄りのない方の死後対応や民法改正の件では終了できる後見という事で「出口」に関するところ、村として資源は限られるがどのように体制を整えていくかという事を皆さまと協力しながら検討していきたい。
	議　長	現時点ではまだ改正後の具体的な様子というのは分からないが、本協議会を通じて情報交換や共通認識を

		持つことが出来たらと思う。 　議長は他に意見等ないか全体に意見を求めた。
	副議長	終了できる後見というのは後見業務を行っている我々にとっては喜ばしい話ではあるが、やはり「出口」の問題が非常に重要となってくる。出口という部分では終了した者の判断能力で果たして専門職が委任契約を受けられるものなのか分からない。事理弁識能力を常に欠く状況にある、今後は特定補助人と呼ばれる者については終了できるのかという不安や疑問が若干ある。 　始まってみなければ分からないが、お互い情報を出し合い共有して少しでも良い制度になるように出来たらと思う。
	議　長	冒頭でも申し上げたが、本協議会は様々な職種、立場の方が一堂に会し意見交換が出来る機会であり、特に今後の民法改正の情報交換の場として有意義だと思っている。先の委員からの発言のとおり、抽象的な連携から具体的な連携へと変えようというのはおっしゃるとおりであると思う。今後も皆さまからの意見や情報交換など通じて、この圏域での体制づくりに取り組めたらと思うので、引き続きご協力を願いたい。 　議長はオブザーバーに会議全体を通して感想と発言を求めた。
	オブザーバー （長野家庭裁判所松本支部）	私は昨年度よりこの協議会に参加しているが、今会議ではこれまでのネットワーク協議会の取組みを聞かせていただき大変参考になった。これは持ち帰って現場にも還元していきたい。 　「顔の見える連携」から「一緒に動ける連携」へと、今後の5年はそういった取組みをしていくべきという話は大変共感している。 　「出口」の話題があったが、裁判所としては申立ての動機となった本人の法的な課題が解決しているかに着目して終了を判断せざるを得ないが、実際の現場ではその後誰がどのような支援をするのかという、重要な

		問題が残っている事を認識した。これも裁判官を含め現場の方に持ち帰り話をしたい。 　法改正については、裁判所の現場でもどのように事件処理が変わるのかなどはまだ具体的に下りて来てはいない状況であり、この場では案内できないが、おそらくかなりの準備を要し、且つタイトな期間で準備せざるを得ないということになると思う。 　裁判所としては情報提供出来るものはなるべく早く示したい。また、皆さまにも引き続きご協力をお願いしたい。
	議　長	議長は他に質問・意見等ないか確認し議事を終了した。
4　その他	事務局 （かけはし） かけはし	その他連絡事項等ないか確認した。 　当日配布資料「成年後見関係事件の概況（長野県）～令和7年1月から令和7年12月～」、「成年後見関係事件の概況－令和7年1月～12月－」全国版について説明した。
5　今後の予定	事務局 （かけはし）	次回の協議会開催について説明した。次回開催は2月頃の予定とし、令和8年度の上半期の活動実績や事業計画の進捗状況について説明予定とした。
6　閉会	事務局 （かけはし）	閉会を宣言し、午後2時45分に散会した。